

教科用図書採択に関する会議の進め方に係る基本的な考え方について

教科用図書採択に関する教育委員会会議の公開・非公開の在り方については、採択前の教育委員会会議は、千葉県教育委員会会議規則第13条第1項第5号等に基づき非公開とし、採択する際の教育委員会会議は、令和3年3月30日付け2文科初第2012号の通知を踏まえ原則公開とする。

また、採択終了後すみやかに関係資料を公開することを基本としつつ、議案又は報告の際に、その内容に応じて千葉県教育委員会会議規則の規定に従い適切に対応する。

併せて、千葉県教科用図書選定審議会会議及び千葉県教科用図書専門調査員会会議についても同様の対応とする。

【参考】

1 義務教育諸学校の教科用図書の検定、採択・使用期間

学校種	区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	検定	◎				◎	
	採択	△	△				△
	使用開始		○	○			
中学校	検定	◎	◎	再申請			◎
	採択		△	△	▲		
	使用開始			○	○	●	

- 〔◎検定 △採択 ○使用開始〕は「全教科」小・中学校は原則として4年ごと
- 令和2年度教科書検定における再申請において、種目歴史において、新たに発行されたことになった教科用図書があったため、令和3年度は採択権者の判断により種目歴史について、採択替えが可能である。
〔▲種目歴史の採択替えが可能 ●採択替えした際の使用開始〕
- 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程によるもの

2 教科用図書採択の期限について

(採択の時期)

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。(無償措置法施行令第14条第1項)

3 教科書採択における公正確保の徹底等について【抜粋】(文部科学省初等中等教育局長通知)

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

(令和3年3月30日付け2文科初第2012号)

4 千葉県教育委員会会議規則【抜粋】

(会議の公開)

第13条 会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合において、教育長又は委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができます。

- 一 任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項